## 住宅リフォーム事業者団体登録制度 構成員登録に関する誓約書

弊社は、住宅リフォーム事業者団体登録制度 構成員として登録するにあたり、下記事項を遵守し、適正な運用を行い、消費者が安心してリフォームを行える環境整備に努めます。

記

- ◆ <u>500 万円以上(税込み)の住宅リフォーム工事を請け負う場合</u>には、消費者との契約に際し、必ずリフォーム瑕疵保険について説明し、<u>リフォーム瑕疵保険</u>への加入、もしくは加入しない旨の書面の取得、いずれかを行います
- ◆ リフォーム請負状況および瑕疵保険状況調査をはじめ、構成員の状況(許可や 資格、工事実績、苦情処理等)を把握するため必要な調査に協力します
- ◆ 木耐協リフォームに関する事業規約を遵守します
- ◆ 住宅リフォーム事業者団体登録制度における<u>ロゴマーク使用に関する規定を</u> <u>遵守します</u>

以上

組合員 ID		年	月	日
会社名	代表者名			印
担当者名	連絡先 TEL			
担当者eメール		※登録団体制度ロゴマークは、 メールでお送りします		

WEB 研修会で表示されたキーワードをご記入ください

1)	2	3	4

[ 木耐協埼玉事務局へ郵送してください 〒332-0002 埼玉県川口市弥平 2-20-3 ]